

所国協第 7 号  
令和 5 年 11 月 20 日

所沢市長 小野塚 勝俊 様

所沢市国民健康保険運営協議会  
会長 本橋 栄三



所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定について（答申）

令和 5 年 8 月 23 日付け所国第 187 号で諮問された「所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定について」は、各種資料等を参考に慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり結論に達したため、ここに答申します。

記

令和 6 年度国民健康保険税の後期高齢者支援金等分賦課限度額を 20 万円から 22 万円に引き上げる。

なお、施行日は令和 6 年 4 月 1 日とする。

付帯意見

レセプト点検の強化や、保健事業の推進などによる医療費の削減について引き続き注力し、運営の安定化に努めていただきたい。